

平成 26 年 8 月 13 日
株式会社日本政策金融公庫
津 支 店

「平成 26 年台風第 11 号による被害を受けられた農林漁業者等の皆さまの相談窓口」を設置しました

平成 26 年台風第 11 号による被害を受けられた農林漁業者等の皆さま方に対し、心からお見舞い申し上げます。

株式会社日本政策金融公庫（略称：日本公庫）津支店農林水産事業では、被害を受けられた方を対象に、公庫資金のご融資や、既存の公庫資金のご返済に関する相談窓口を津支店農林水産事業に設置しましたのでお知らせします。（窓口開設日：8 月 13 日）

相談窓口	お問い合わせ先
津 支 店 農 林 水 産 事 業	電話番号 059-229-5750 所在地 〒514-0021 津市万町津133

【主な資金制度】

資金名	資金の使いみち	融資限度額	返済期間 (据置期間)	利率
農林漁業施設資金 (災害復旧施設)	災害を原因とする農 業施設の被害の復旧 に必要な資金	負担額の 80% 又は 300 万円（特例 600 万 円）のいずれか低い額	15 年以内 (3 年以内)	0.75% 以内
農林漁業 セーフティネット資金 (災害)	災害を原因とする売 上や所得の減少など 一定の要件を満たす 農林漁業者の方が、経 営の安定を図るため に必要な資金	【一般】 600 万円以内 【特認】 年間経費等の 3/12 以内	10 年以内 (3 年以内)	0.55% 以内

(注1) 利率は平成 26 年 8 月 13 日現在のものです。金利情勢により変動します。

(注2) 災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町長が発行する「罹災証明書」が必要となります。